

京都府情報公開・個人情報保護審議会議事要旨

1 日時 令和4年9月9日(金) 午前10時00分から午後12時15分まで

2 場所 京都府公館 第5会議室

3 出席委員

山本 克己会長、橋本 佳幸会長職務代理者、原田 大樹委員、松本 哲治委員
宮本 恵伸委員、山舗 恵子委員、山田 篤委員、吉松 裕子委員
※ 傍聴者 4名

4 議題

個人情報保護法の改正施行に伴う条例整備（案）について

- ・ 開示請求時の費用負担
- ・ 開示／非開示決定等の期限
- ・ 「開示情報／非開示情報」に係る情報公開条例との整合性の確保等
- ・ 保有個人情報の種類の公表
- ・ 審議会の設置根拠規定、所掌、諮問事項等
- ・ 是正申出制度
- ・ 運用状況のとりまとめ・公表
- ・ 死者に係る個人情報の取扱の現状維持 他

5 概要

<事務局>

○ 基本的な考え方

個人情報保護に係る法制度の見直しに伴い新たに法施行条例を制定するに当たっては、法が許容する範囲において、基本的にこれまでの府の取扱を存続させることとしたい。

○ 死者に係る個人情報の取扱

法は、「個人情報」を生存する個人に関する情報に限定。従って、法においては死者に係る個人情報は法の射程外となるが、府条例によるこれまでの取扱（収集目的以外の利用・提供の制限、適切な管理、守秘義務等）を維持したい。そのため、法施行条例の附則において、その旨を規定することとする。

○ 情報公開条例との整合性の確保等

両条例によって、開示・不開示(公開・非公開)の範囲に違いが生じないように整合を図ることとしたい。

※ 現行の京都府の情報公開条例、個人情報保護条例は、いずれも「プライバシー型」だが、個人情報保護法は「識別型」によっており、法施行条例も「識別型」とせざるを得ない。この変更に伴って、府情報公開条例も「識別型」に変更しようとするもの

○ 審議会の設置根拠規定、所掌、諮問事項等

現審議会は、公文書公開決定、個人情報開示決定等に係る審査請求に関する調査審議を所掌している。法制度の見直しにより、個人情報開示決定等に係る審査請求は、行政不服審査法に規定する機関に諮問する必要がある。

<委員意見>

○ 死者に係る個人情報の取扱

- ・ 附則の規定は、経過措置であり、そのうちやめることが前提。死者情報に係る規律を設けたいのであれば、独自条例で規定すべき。
- ・ 当面は現状の取扱とし、期限を区切って、存続の当否も含めて見直しを図るとすればまさに経過措置であり、法施行条例の附則にふさわしい。一定期間経過後、社会情勢等を踏まえた検討を重ねて立案するというのも一つの合理的な選択肢
- ・ 「死者」の概念が広すぎるため、死者の情報を保護する目的が不明確
- ・ 守秘義務と罰則を設けるのであれば、保護法益と構成要件を明確にすべき。罪刑法定主義に反する懸念がある。
- ・ 現行条例において「死者の情報を保護することによって得られる生存者の利益」と「死者の情報そのものに対して与えられる保護の利益」は、別の問題のように感じる。「生存者の利益」が下がる場合には、かなり慎重な考慮が必要

○ 情報公開条例との整合性の確保等

- ・ 情報公開条例における個人情報を「プライバシー型」から「識別型」に変える場合、単に形式的に国の法律に揃えるだけなのか、実態的に基準も変えるのか。以前に、具体の審査請求事案で「プライバシー型だから、ここまで公開すべき」とした事案があったように思う。
- ・ 法は必ずしも「プライバシー型」から「識別型」への変更を求めるものではないようにも思われる。いずれにしても、従来の規定を変更するのならば慎重な議論が必要

○ 審議会の所掌、諮問事項等

- ・ 調査審議の手続について、個人情報に係る審査請求と情報公開に係る審査請求を別の章立で書き分けるとのことだが、規定ぶりが煩雑になった印象。実務は従来どおりなのであれば、その旨がわかるように説明する必要がある。

以 上